

ワンポイント **GIGA** 通信

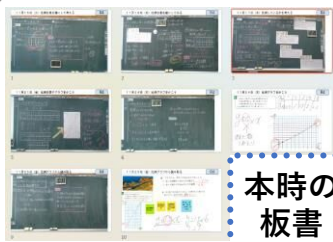
Vol.7



今回のポイント：「板書を毎時間撮影し、クラウド上に蓄積する。
→学びの足跡として児童生徒と共有する。」

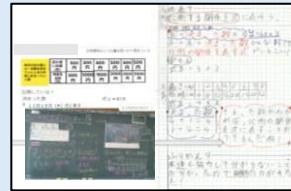
ICTが苦手な人も
「まずはここから！」

①【教師】授業終了後、板書を撮影→クラウドにアップする。



美作市立大原小学校

②【児童生徒】家庭学習やテスト前の復習等の振り返りにおいて参照する。



Let's review!



↑(例)板書+ノート+アプリで自身が作成した表を用いて復習

②【教師】自身の授業改善や、次年度の教材研究、校内研究等において活用する。



Let's improve!

【参考】「ICTを活用して授業を観合い語り合う学校風土づくり」に向けて
<https://www.pref.okayama.jp/page/799605.html>

本実践で育成できる児童生徒の資質・能力

時間や場所に制限されることなく、自分のペースで学んだことを振り返ったり復習に利用したりすることができ、知識・技能の定着に役立ちます。また、単元全体の板書を振り返り、自身がどんな学び方をしてきたか、どんな力を伸ばすことができたかを客観的に見ることができます。

授業を欠席した場合でも、欠席期間中の内容を確認することが可能です。

本実践における教師のメリット

教師は、クラウドに保存した板書のデータにアクセスし、過去の授業内容を振り返りや、授業の成果・改善点の確認が容易にできます。また、授業の準備や資料作成を効率的に行うことにもつながります。

【参考】文部科学省 StuDX Style 「学びの足跡を共有」
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/teacher-student/8.html>



「こんなときどうする？」端末活用 Q&A

Q. 国語科の授業等で「教科書の本文の一部」を板書に張り付けていた場合、クラウドに保存してよいのでしょうか。

A. 「著作権者の利益を不当に害しないこと」を条件として「著作権第35条第1項・第2項」が適用されるため、オンデマンド配信授業を含め、授業等教育活動のために、教科書の一部等を適切な範囲でクラウドに保存することは、可能です。ただし、クラウドに保存したデータの閲覧を「児童生徒や教員に限定すること」「適切な期間に限定し、期間が過ぎたら削除したりアクセス権を限定したりすること」等に留意することは必要です。詳細を確認したい場合は、「著作権情報センター(CRIC)『著作権テレホンガイド』(電話：03-5333-0393)」に直接問い合わせてみましょう。

【参考】文化庁 令和5年度著作権テキスト P.73
「学校その他の教育機関における複製等」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosokuken/seidokaisetu/pdf/9390840_01.pdf

